

令和9年度 教育・保育給付認定申請のご案内（1号認定）

令和8年9月

幼稚園・認定こども園に入園を
希望されるみなさまへ

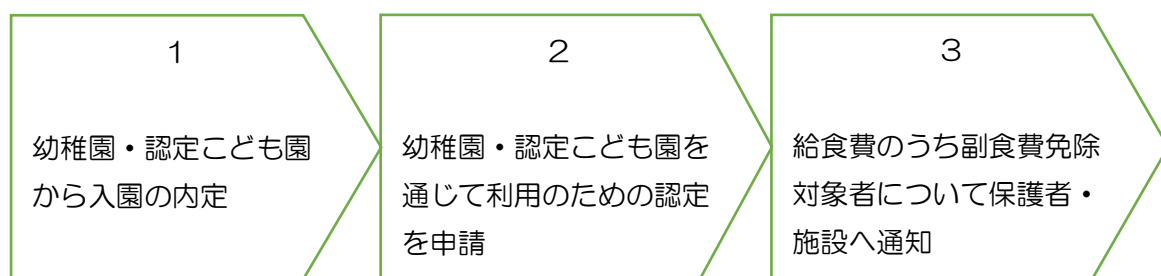
三田市こども未来部
保育振興課

「子ども・子育て支援新制度」では、満3歳児以上の小学校就学前の子どもが幼稚園や認定こども園において教育サービスを利用する場合、1号認定（教育標準時間認定）を受ける必要があります。

幼稚園・認定こども園（1号認定子ども）の入園を希望される方は、以下をよくお読みいただき、申請手続きを行ってください。

無償化に伴い、満3歳児以上に係る1号認定子どもに対する保育料が無償となります。ただし、各園の教育充実費、給食費、教材費、行事等参加費用、通園バス費用などは幼児教育・保育無償化の対象とはなりません。

1 幼稚園・認定こども園（1号認定子どもに限る。）の入園までの流れ



内定を受けている幼稚園・認定こども園と個別に契約となります。

2 1号認定を受けることができる方

満3歳以上の子どもの保護者で、幼稚園・認定こども園（朝～昼過ぎ）の利用を希望する方（三田市在住で他の市町村の幼稚園・認定こども園を利用する方も対象）

※他の市町村にお住まいの方は、それぞれの市町村での認定になります。

3 申請に必要な書類

申請の手続きは、園を通じて行います。園に必要な書類を提出してください。

【 全員必要な書類 】

◆教育・保育給付認定申請書（1号認定用）

※記入例を参照のうえ、誤りや記入漏れのないように記入してください。

【 状況に応じて必要な書類 】

次に該当する方は、以下の書類を添えて申請してください（提出書類は返却できません）。

ただし、令和9年4月1日時点において就園する児童に小学3年生までの兄弟が2人以上いる場合は下記書類の提出は不要となります（多子世帯による副食費免除の対象）。

書類の必要な方	必要書類・発行場所
〈市町村民税額の確認(算定)のため〉 ※父母両方の分を提出して下さい。なお、祖父母等がお子様を扶養していると認められる場合、祖父母等の方についての書類も提出いただくことがあります。	
① <u>令和8年1月1日時点</u>で保護者の住所が<u>三田市外</u>の方 ※単身赴任などで子どもと別居している場合も含む。 （ただし、児童手当などの手続きで既に右記資料を三田市に提出されている方は、省略可能な場合があります。）	<u>以下 A・B・C のいずれかを提出</u> A <u>令和8年度</u> 市民税・県民税(所得・(非)課税)証明書 (<u>令和8年1月1日時点</u>の住所地の市町村で発行) 注1 B 個人番号申告書 C 副食費免除対象非該当申告書 ※市町村民税所得割課税額が <u>77,100円を超えている</u>場合で、副食費の免除対象とならないことが明らかな方（様式は園にあります）
② <u>令和7年1月～12月の間に国外</u>に住んでいた方	<u>令和7年中の海外での所得がわかる書類</u>（勤務先に発行を依頼） 注2
③ 市町村民税が<u>未申告</u>の方	<u>令和8年度</u> 市民税・県民税申告書（控） ※受付印のあるもの（コピー可） (<u>令和8年1月1日時点</u>の住所地の市町村で申告)

※①に該当する方で個人番号申告書を提出する場合は、個人番号が確認できる書類（個人番号通知カードまたはマイナンバーカードの写し）と本人確認書類（運転免許証の写しなど）の添付が必要となります。

※②・③に該当する方で明らかに市町村民税所得割課税額が 77,100 円（世帯収入360万円相当）を超え、副食費の免除対象とならない場合は、副食費免除対象非該当申告書（様式は園にあります）を提出することで必要書類の提出に替えることができます。書類の提出がない場合は副食費の免除の判定ができず、副食費の負担が発生します。

〈世帯の状況を確認するため〉 該当の方のみ	
④ <u>生活保護</u> を受けている方	生活保護受給証明書
⑤ <u>ひとり親世帯（母子・父子世帯）</u> の方 （元夫（妻）と同一住所の場合は除きます。）	<u>以下 A または B を提出</u> A 親子分の健康保険証（コピー）と戸籍謄本（コピー可） ※戸籍謄本の写しの提出が難しい場合は個別にご相談ください。 B 副食費免除対象非該当申告書 ※市町村民税所得割課税額が <u>77,100 円を超えている</u>場合で、副食費の免除対象とならないことが明らかな方（様式は園にあります）

※④・⑤に該当する方で提出がなかった場合は、世帯の市町村民税額に応じた利用者負担額（副食費）階層での判定となりますのでご注意ください。状況により、別途提出書類が必要となる場合もあります。

注1 所得・（非）課税証明書は、市町村によって名称が異なる場合があります（税額証明所得証明等）。納税者氏名、市町村民税額、扶養人数及び税額控除（住宅借入金特別税額控除など）を受けている場合は、その旨が記載されている証明書を発行してもらってください。

注2 令和7年 1 月 1 日から令和7年 12 月 31 日までに得た国内外での合計収入額等に基づき、市町村民税相当額を算出し令和9年 4 月分～令和9年 8 月分の副食費免除の判定を行います。（必ず日本語訳を添付してください。）

4 副食費免除対象の判定

（1）所得による判定

幼児教育・保育無償化では、所得に応じて給食費のうち副食費（おかず代）が免除となります。（ただし、基準額を超えた副食費については基準額を超過した金額は保護者の負担となります。）

副食費免除対象期間	市町村民税額等の課税年度
<u>令和9年</u> 4 月分～8 月分	<u>令和8年度</u> 市町村民税（ <u>令和7年</u> 分所得を反映）等
<u>令和9年</u> 9 月分～ <u>令和10年</u> 8 月分	<u>令和9年度</u> 市町村民税（ <u>令和8年</u> 分所得を反映）等

【 免除対象 】市町村民税所得割課税額が 77,100 円以下の世帯

※住宅借入金等特別税額控除などを受ける前の課税額で判定します。

※政令指定都市で課税されている方の場合には税源移譲前税率で計算した市町村民税所得割課税額で判定します。

(2) 多子世帯に関する判定

副食費が無償となる世帯	小学3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に数えて3人目以降の児童
--------------------	---------------------------------------

※小学校就学前児童については、幼稚園・保育所・認定こども園に入所している場合または障害児通所支援、医療型児童発達支援などの対象事業を利用している場合のみ多子軽減のカウント対象となります。（詳しくは、三田市保育振興課にご確認ください）

※給食費（主食費と副食費）は各園が保護者から直接徴収します。園のルールに従い、納期限までに納付してください。

※三田市が決定する利用者負担額（副食費）のほかに、各園で徴収するものもありますので、詳しくは各園にご確認ください。

(3) 副食費免除対象者への通知

副食費免除対象者は決定次第お知らせします（令和9年3月末頃となる予定）。

変更・取消しがあった場合はあらためてお知らせします。

※令和9年9月分以降の副食費免除対象者の決定については、令和9年8月末に通知する予定です。

※副食費免除対象者の決定については各園が給食費を直接徴収する関係上、併せて園にも通知します。また、変更が生じた場合も同様です。

5 その他

(1) ご家庭の状況や税額に変化が生じた場合は、速やかに園を通じて保育振興課までお知らせください。

(2) 就労等の事由により保育の必要性があり、預かり保育を利用される方は別途申請書「令和9年度 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)」の提出が必要となります。詳しくは就園される園また保育振興課までお問い合わせください。ただし、満3歳児クラス（令和6年4月2日～令和7年4月1日生まれで誕生日の前日以降から令和10年3月31日までの間に在園している児童）については市町村民税非課税世帯のみが対象となります。

6 お問い合わせ先

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

三田市 こども未来部保育振興課

電話番号：079-559-5073 FAX 番号：079-563-3611

※この案内は令和8年7月時点での情報を基に作成しております。